

# 第1部 総 説

## 第1章 本県の概要

### 第1節 自然特性

#### 1 位置・地形

本県は、地理的には北緯 40 度前後の中緯度地帯に属し、東北地方の北西部に位置する総面積約 11,600 k m<sup>2</sup>、都道府県面積全国第 6 位の広さを有しています。

地形は、北に白神山地、東は奥羽山脈、南に丁岳山地や神室山地と三方より山地が迫り、これと中央部の太平山地や出羽丘陵によって、米代川、雄物川、子吉川の三大水系が形成されています。これら三大河川と、十和田湖周辺を除く中小独立河川のすべてが日本海に注いでいます。

沿岸部の中央には寒風山を擁する男鹿半島が雄大な造形美を誇り、その南北には長大な海浜がゆるやかに弧を描き、南北両端には、象潟、岩館の岩礁海岸が位置しています。

奥羽山脈は、八幡平、焼山、乳頭山、駒ヶ岳、栗駒山等の諸火山と十和田、田沢の両カルデラ湖を形成するとともに、多くの温泉源をかかえ、日本有数の火山景勝地として知られています。

また、南の鳥海山は、男鹿半島の寒風山、目潟群とともに新第三紀造山運動と火山活動によって沿岸部に形成された火山地帯に位置し、その裾野の一部を日本海に落とし、海岸の奇勝を形づくっています。

一方、北の白神山地には真瀬岳、二ツ森、小岳、駒ヶ岳(藤駒岳)、田代岳等の 1,000m 級の山地が連なる独特の景観と原生的な植生を誇っています。

更に、中央部には主にグリーンタフや基盤岩となっている花崗岩等から形成されている太平山地をはじめとする出羽山地が位置して

います。

これらの山岳に源を発する河川は、湯瀬、小又峡、抱返り、真木、皆瀬などの急峻な峡谷となり、飛瀑や懸崖を伴って、米代川、雄物川、子吉川に集まり、その流域に花輪、大館、鷹巣、横手等の盆地や能代、秋田、本荘等の海岸平野が形づくられています。

#### 2 気象・気候

本県の大部分は、対馬暖流の影響を受けた適潤温暖な日本海型の冷温帯気候に属していますが、その気候特性の一つは、沿岸部と内陸部で顕著な違いがみられることです。対馬暖流の影響を強く受ける八森海岸、男鹿半島、由利地方は冬季でも比較的温暖ですが、内陸部では奥羽山脈沿いほど気温が低く、寒暖差が大きいのが特徴です。特に、太平洋側気候の影響も見られる鹿角地方は冬の寒暖差の大きいことで知られています。

県の年平均降水量は 1,600 mm 前後のところが多いのですが、山沿いでは平地より雨量が多く、特に白神山地、森吉山、鳥海山、丁岳山地などが降水量の多い地域です。

本県はまた、全域が積雪寒冷地域及び豪雪地帯に指定されている日本有数の多雪地帯となっており、特に森吉山周辺及び雄勝地方が降雪の多い地域として知られています。また、地形等の影響で県北部の積雪量が少なく、県南部が多くなっています。

#### 3 植生

本県の自然植生は、上記の気象条件下では大部分が森林植生であり、気候的極相の見地からは、県南海岸部の一部に常緑広葉樹林帯が見られるほかは、その大半が夏緑広葉樹林帯に位置付けられます。これに垂直的要素で

ある亜高山帯植生及び高山帯植生が加わり、県内は四つの植生帯に大別されます。さらに、地形や土壌要因などによる様々な極相群落が点在して分布しています。

常緑広葉樹林帯に属する植生では、由利地方の海岸にわずかに残されているタブノキ林があります。

夏緑広葉樹林帯には、海拔 1,100m 前後まで分布するブナなどからなる自然植生と、コナラ、ミズナラ、カスミザクラ等からなる代償植生が見られます。

亜高山帯の植生は、八幡平、森吉山地区等では、海拔 1,100m 付近からオオシラビソ林となり、その他の山岳ではミネカエデ、ナナカマド、ミヤマナラ等からなる亜高山性落葉広葉低木林が主体をなしています。

高山帯の植生としては、海拔 1,500m 前後以上の山頂部等にハイマツ群落等が見られます。

本県の植物相は 2,300 種前後といわれ、このうちウゴツクバネウツギ、デワノタツナミソウ、チョウカイアザミなど日本海要素植物と呼ばれる約 200 種が植物相を特徴づけています。

#### 4 動物

本県は、白神山地、八幡平、森吉山、鳥海山等の豊かな自然環境に恵まれており、動物相にも多様性がみられます。

陸生の哺乳類は約 40 種が生息し、大型のツキノワグマやニホンカモシカがブナ林を主な生息域としてほぼ全県的に分布しているほか、キツネ、テン、タヌキ、アナグマ、ニッコウムササビ等が見られます。また、ヤマネ、モモンガ、オコジョ等の減少が指摘されています。

鳥類では約 300 種あまりが数えられ、主な生息地として、八郎湖、男鹿半島のほか、森吉山、八幡平等の山岳地帯があげられます。

八郎湖で注目すべき点は、コジュリン、チ

ユウヒ等の草原性鳥類が繁殖することと、秋から春にかけて、ハクチョウ類、ガン類、ワシ類、シギ・チドリ類等が多数渡来することです。男鹿半島ではアオサギやクロサギの繁殖、冬期のカモメ類、ユキホオジロ、カモ類の渡来等が注目されます。

また、山岳地帯で特筆すべき点は、八幡平一帯での高山性のホシガラス、ピンズイなどの生息、駒ヶ岳、白神山地などでの天然記念物及び国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシの繁殖、森吉山での天然記念物クマガラの繁殖が確認されていることなどです。

その他注目される動物としては、モリアオガエルやハコネサンショウウオなどの両生類、日本の南限となっている大館のザリガニ（天然記念物）、さらにはムカシトンボ、ギフチョウ、ヒメギフチョウ、オオムラサキ、ホソヒメクロオサムシ等の昆虫類や、シナイモツゴ、ゼニタナゴ、イバラトミヨ雄物型等の淡水魚類などがあげられます。

## 第2節 社会特性

### 1 人口

本県の総人口は、平成17年10月1日現在で約114万6千人です。その内訳は0～14歳の年少人口が12.4%、15～64歳の生産年齢人口は60.6%、65歳以上の老年人口は26.9%となっており、全国平均の老年人口割合20.0%に比べて、特に高齢化が進行しています。

一方、同時期における世帯数は約39万3千世帯で、前年に比べ約5,600世帯増加していますが、1世帯あたりの人員は2.91人となり、3人を割り込んでいます。

人口の推移は、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態が平成5年から13年間続いています。

### 2 土地利用

平成16年度時点の本県の土地利用状況は、農用地が1,570k㎡(県土の13.5%)、森林が8,381k㎡(同72.2%)、水面・河川・水路が404k㎡(同3.5%)、道路が328k㎡(同2.8%)、住宅用地及び工業用地等からなる宅地が285k㎡(同2.5%)となっています。土地利用の推移は、農用地・森林が減少し、道路・宅地・原野・水面・河川・水路が増加しています。

### 3 産業構造

本県の産業構造の変化を就業者数からみると、この15年(H2～H17)の間に就業者数が約10.5%減少する中、第1次産業は42%、第2次産業は25%減少した一方で、第3次産業は8%増加しています。平成17年度では、第1次産業の占める割合は11.1%、第2次産業は26.7%、第3次産業は61.6%となっており、第3次産業の割合が最も高くなっています。

県内総生産割合から産業構造をみると、昭和50年度からの推移では、第1次産業の割

合が一貫して減少する一方で、第3次産業の割合が増加してきています。また、第2次産業は平成3年度の30.1%を最高に以後減少しています。

平成16年度の県内名目総生産額の構成費では、第1次産業が3.1%、第2次産業が21.9%、第3次産業が75.0%であり、第3次産業の割合が最も高くなっています。

表1 産業別就業者数

(単位:人)					
	就業者	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
H2年度	614,522	105,594	195,871	312,451	606
H7年度	608,735	79,926	195,627	332,322	860
H12年度	588,385	64,465	181,688	341,462	770
H17年度	549,994	61,307	146,880	338,573	3,234
H17構成比	100%	11.1%	26.7%	61.6%	0.6%
増加率(H2～17)	10.5%	41.9%	25.0%	8.4%	433.7%

資料:国勢調査(各10月1日)

表2 産業構造

(%)							
	S50年度	S60年度	H3年度	H8年度	H12年度	H16年度	全国(H16暦年)
第1次産業	18.4	9.9	6.5	4.7	3.3	3.1	1.6
第2次産業	26.3	27.5	30.1	28.5	24.9	21.9	26.5
第3次産業	55.3	62.6	63.4	66.8	71.8	75.0	71.8

秋田県県民経済計算確報  
国民経済計算確報

## 第2章 環境行政の課題と動向

### 第1節 環境行政を取り巻く課題及び施策の方向

#### 1 地球環境問題への取組

近年、地球温暖化やフロンによるオゾン層の破壊、熱帯雨林の減少等地球的規模での環境問題が大きく取り上げられてきています。

これらの地球環境問題はいずれも人間活動の量的拡大、質的变化が原因になっており、各々の問題が相互に絡み合い、その影響・被害が一国にとどまらず、国境を越え、ひいては地球全体にまで広がる深刻な問題です。

これらは、地球の生態系などを始めとする人類の生存基盤に大きな影響を及ぼすことから、全世界の国々が連携して取り組むべき共通の課題となっています。

地球温暖化問題については、1988年に、気象変動に関する政府間パネル（IPCC）が設置され、地球温暖化による環境や社会経済への影響、対応戦略に関する検討が行われています。

1992年には「気象変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、それに基づく第3回締約国会議（COP3）が1997年12月に京都で開催されました。ここでは、温室効果ガスに関する国家間の排出量取引など（京都メカニズム）を認めつつ、先進国の温室効果ガスの削減を義務づけた「京都議定書」が採択されました。

平成9年12月の気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された京都議定書の中で、我が国は、温室効果ガスの2008年から2012年の目標期間における平均排出量を1990年水準から6%削減することを約束しました。

#### （1）国の動向

このCOP3を契機として我が国では、「地球温暖化推進大綱」の策定（平成10年6月）や「地球温暖化対策の推進に関する法律」の制定（10年10月）とそれに基づく「地球温暖化防止対策に関する基本方針」の閣議決定（11年4月）をはじめ、平成14年3月には「新・地球温暖化対策推進大綱」の政府決定、同年5月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正など、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を図るための枠組みの整備に取り組んできました。

その後、平成14年6月に我が国は京都議定書を批准しましたが、この京都議定書は平成16年11月にロシアが批准したことにより、発効の要件が満たされ、平成17年2月に発効しました。

これを受け、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が政府決定され、現在、目標達成に向けた取組が行われています。

特に平成17年4月からは、地球温暖化防止国民運動「チーム・マイナス6%」の展開や、服装を見直して冷暖房の温度調節による省エネを進める、「クール・ビズ」、「ウォーム・ビズ」などの事業が行われています。



#### （2）県の取組

秋田県では、国内法に基づいた施策のほか、1999（平成11）年3月に「温暖化対策 美の国あきた計画」を策定し、地球温暖化対策について全県的な取組を開始しました。

「美の国あきた」計画では、2010（平成22）年度の本県における二酸化炭素の排出量を1990年レベルに抑制する目標を掲げ、そ

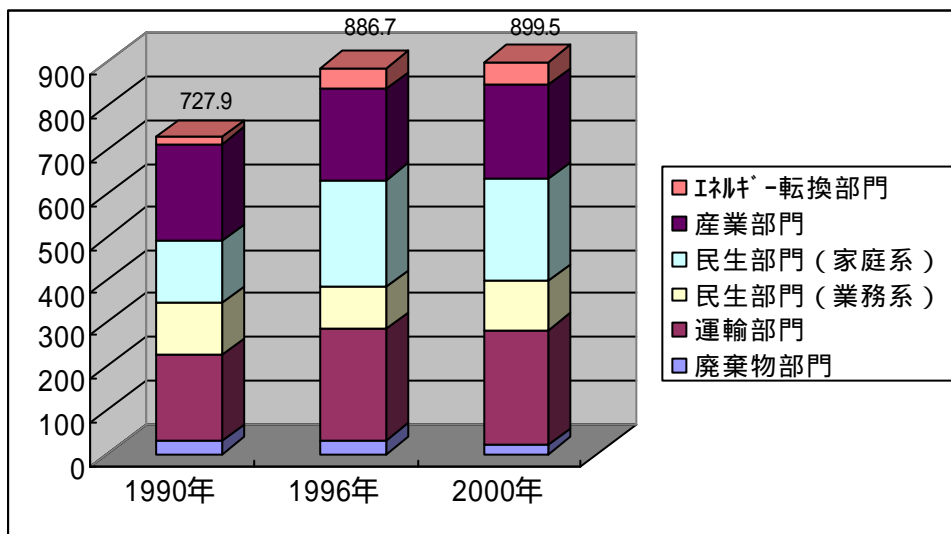
の達成に向けて、これまで計画の推進を図ってきました。

また、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、地域での地球温暖化対策のリーダーとして普及啓発活動に取り組んでいただいています。

さらに、地球温暖化に関する情報収集や、

県民、事業者、民間団体の活動支援及び情報提供を行うため、2004（平成 16）年 8 月に特定非営利活動法人環境あきた県民フォーラムを「秋田県地球温暖化防止活動推進センター」に指定し、当センターを拠点とした地球温暖化対策の推進体制を整備し、県民一体となった取組を推進しています。

図 1 秋田県の二酸化炭素排出量の推移



## 2 アスベスト問題

アスベスト（石綿）は、蛇紋石や角閃石が繊維状に変形した天然の鉱物で、蛇紋石系（クリソタイル）と角閃石系（クロシドライトなど）に大別され、耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等、様々な用途に広く使用されてきました。

アスベストは、それ自体が毒性を持つというものではありませんが、粉じんを吸い込むことによって、約 20 年から 40 年経ってから肺がんや中皮腫などの健康障害を引き起こすことが確認されたため、国では段階的にアスベストの使用等に関する規制を強化し、現在では、代替物質のない一部用途を除いて原則として、使用が禁止されています。

アスベストを原因とする健康被害について

は、これまでは、労働災害上の問題とされていたが、平成 17 年 6 月下旬にアスベスト含有製品の製造工場での労働災害の事例が公表され、その後、従業員のみならず、その家族や付近住民までも悪性中皮腫等の健康被害が明らかになったことから、アスベスト問題は大きな社会問題に発展しました。

### （1）国の取組

政府では、平成 17 年 7 月からアスベスト問題関係閣僚による会合を開催し、被害の拡大防止対策等の早急な対応を図るとともに、今後の対策についての検討が進められ、同年 12 月の同会合において、「隙間のない健康被害者の救済」、「今後の被害を未然に防止するための対応」、「国民の有する不安への対応」を対策の柱とする「アスベスト問題に係る総合対策」が取りまとめられました。

この総合対策を踏まえ、アスベストによる

健康被害の迅速な救済を図ることを目的とした「石綿による健康被害の救済に関する法律」の施行及びアスベスト対策の強化のために大気汚染防止法、廃棄物処理法等の四法を一括して改正するなど、アスベスト問題に係る総合対策に取り組んでいます。

## (2) 県の取組

県では、平成 17 年 7 月に「秋田県アスベスト問題連絡協議会」を設置し、県有建築物の除去対策を行うとともに、アスベスト相談窓口の設置や民間建築物の吹付けアスベスト除去工事に対する融資制度の創設等アスベスト対策を推進しています。



## 3 化学物質対策

化学物質は、私たちの生活を豊かにし、便利で快適な毎日の生活を維持するうえで欠かせないものとなっています。現在、原材料や製品などいろいろな形で流通している化学物質は、推計で数万種といわれていますが、日常生活や事業活動において使用、廃棄され、大気や水、土壌といった環境中に排出されています。環境中に排出された化学物質の中には、大気汚染や水質汚濁の原因となったり、長期間にわたり土壌に蓄積することによって人の健康や生態系に悪影響を及ぼしたりするものがあるほか、ダイオキシン類など非意図的に生成されるものもあり、内分泌かく乱化

学物質（いわゆる環境ホルモン）を含めた化学物質による環境汚染を防止するための対応が大きな課題となっています。

化学物質による環境汚染を防止し、安全で安心な社会を実現するためには、これまでの規制による取組に加え、県民、事業者、研究者及び行政が化学物質に対する各種の情報を共有しながら意思疎通（リスクコミュニケーション）を図って共通の認識に立った環境リスクの管理・低減に努めることが求められています。

## (1) 国の動向

国は、これまでも「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」や「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」などの個別の法律により化学物質の管理・規制を行ってきました。さらに、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」を制定するとともに、「化学物質の内分泌かく乱化学物質に関する環境省の今後の方針について - EXTEND2005 - 」を策定するなど、環境ホルモン等に関する未解明部分の調査・研究を行っています。

## (2) 県の取組

本県では、これらの法律に基づいた施策のほか、「有害化学物質等に対する取り組み方針」を策定し、発生源監視、県民への情報の提供等、5つの基本方針を施策として展開するため、ダイオキシン類の常時監視や発生源監視など具体的な取り組みを行っています。



ダイオキシン類分析棟（県健康環境センター）

#### 4 廃棄物の発生抑制と循環的利用、適正処理の推進

近年、我が国における社会経済活動の拡大に伴い、生活が物質的に豊かになる一方で、大量の廃棄物の排出、最終処分場の残余容量のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生、不法投棄の増大等廃棄物に起因する様々な問題が私たちの日常生活に深刻な影響を及ぼしつつあることから、これまでの豊かな社会を支えてきた大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルを見直し、資源の循環を基調とした、循環型社会への転換が求められています。

##### (1) 国の動向

こうした中、国では、平成 12 年 6 月に循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる「循環型社会形成推進基本法」を制定するとともに、これまでの容器包装リサイクル法<sup>1</sup>、家電リサイクル法<sup>2</sup>に加え、資源有効利用促進法<sup>3</sup>や建設リサイクル法<sup>4</sup>、食品リサイクル法<sup>5</sup>、自動車リサイクル法<sup>6</sup>など、循環型社会の構築に向けてリサイクル関連法を整備してきています。

循環型社会形成推進基本法では、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分という廃棄物・リサイクル対策上の優先順位が示されるとともに、事業者・国民の「排出者責任」<sup>7</sup>の明確化や「拡大生産者責任」<sup>8</sup>の一般原則が確立されました。

また、廃棄物処理法<sup>9</sup>についても、国の基本方針の策定、都道府県の廃棄物処理計画や多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の策定、マニフェスト制度の見直し、野外焼却の禁止など廃棄物の適正な処理体制を整備し、不適正な処分を防止するための改正を行い、平成 13 年 4 月に全面施行され、平成 17 年 5 月には国の基本方針が改定されています。

##### (2) 県の取組

こうした廃棄物を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、本県における循環型社会の構築を目指して、平成 18 年 4 月に廃棄物全般についての「第 2 次秋田県廃棄物処理計画」を策定しました。

この計画は、計画期間を平成 18 年度から平成 22 年度までの 5 年間とするものであり、廃棄物の減量化の目標量（排出量、再生利用量、最終処分量）を定めるとともに、本県における廃棄物処理に当たっては、県民、事業者、処理業者、行政がそれぞれの役割分担のもとお互いに協力しながら、生産・流通・消費・廃棄のあらゆる段階において、廃棄物の発生・排出をできる限り抑えること（発生抑制：リデュース） 廃棄物となったものについても、できる限り繰り返し使用すること（再使用：リユース） 再使用できないものでも、再生利用、熱回収により資源としてできる限り利用すること（リサイクル） どうしても資源として利用できないものについては、適正な処分を行うことを基本方針としています。

この計画の推進に当たり、基本方針に基づいて、廃棄物の減量化・適正処理に向けた普及啓発、環境教育・学習の推進 廃棄物減量化・リサイクルシステムの確立 廃棄物処理施設の確保 廃棄物の適正処理の推進の 4 つの施策の方向を定め、関係する施策を総合的かつ計画的に進めます。

一般廃棄物については、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進に向け、県民、事業者、行政が一体となった地域ごみゼロあきた推進事業を実施し、積極的な県民運動を展開するとともに、空き缶等の散乱ごみ対策として平成 13 年 3 月に「秋田県空き缶等の散乱の防止に関する条例」を制定し、美しいふるさとづくりを推進しています。また平成 11 年 3 月に「秋田県ごみ処理広域化計画」を策定し、ごみ処理の広域化、ごみ焼却施設の集約化に

よるダイオキシン類対策を進めるとともに、リサイクルプラザなどのリサイクルの拠点施設の整備を促進しています。さらに、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を目的とした「秋田県生活排水処理整備構想（平成 12 年策定）」に基づき、合併処理浄化槽などの整備を促進しています。

産業廃棄物については、適正処理の確保、排出抑制・減量化・再生利用の推進、広域処理への対応などに取り組むとともに、不法投棄を防止するため、ヘリコプターによる空からの監視（スカイパトロール）や環境監視員による監視体制の強化を図り、不適正処理事案については行政処分を行う等の措置を講じています。また、産業廃棄物の適正処理を推進するため、県営の最終処分場（秋田県環境保全センター）を整備しています。さらに、平成 12 年 10 月の北東北知事サミット（青森、岩手、秋田）における広域的な廃棄物対策についての合意に基づき、これまでの規制的手法に加え、産業廃棄物の排出に一定の経済的負担を求めることにより廃棄物の発生を抑制し減量化やリサイクルを促進するため、平成 14 年 12 月定例県議会において「産業廃棄物税条例」と環境保全協力金の納入を盛り込んだ「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」を制定し、平成 16 年 1 月から施行しています。

なお、県は国に対して、廃棄物処理法に基づく維持管理積立金制度が適用されない、平成 10 年 6 月以前に埋立処分が開始された最終処分場、いわゆる既設処分場についても適正な維持管理を確保されるよう新たな制度の確立について要望してきましたが、平成 17 年 5 月の同法改正により既設処分場についても同制度が適用されることとなりました。

また、能代産業廃棄物処理センターの環境保全対策について、平成 15 年 6 月に成立した産廃特措法<sup>10</sup>に基づく特定支障除去等事業実施計画を策定し、平成 17 年 1 月に環境

大臣の同意を得て、同年 2 月から実施計画に基づき国の財政支援を受けながら事業を行っています。

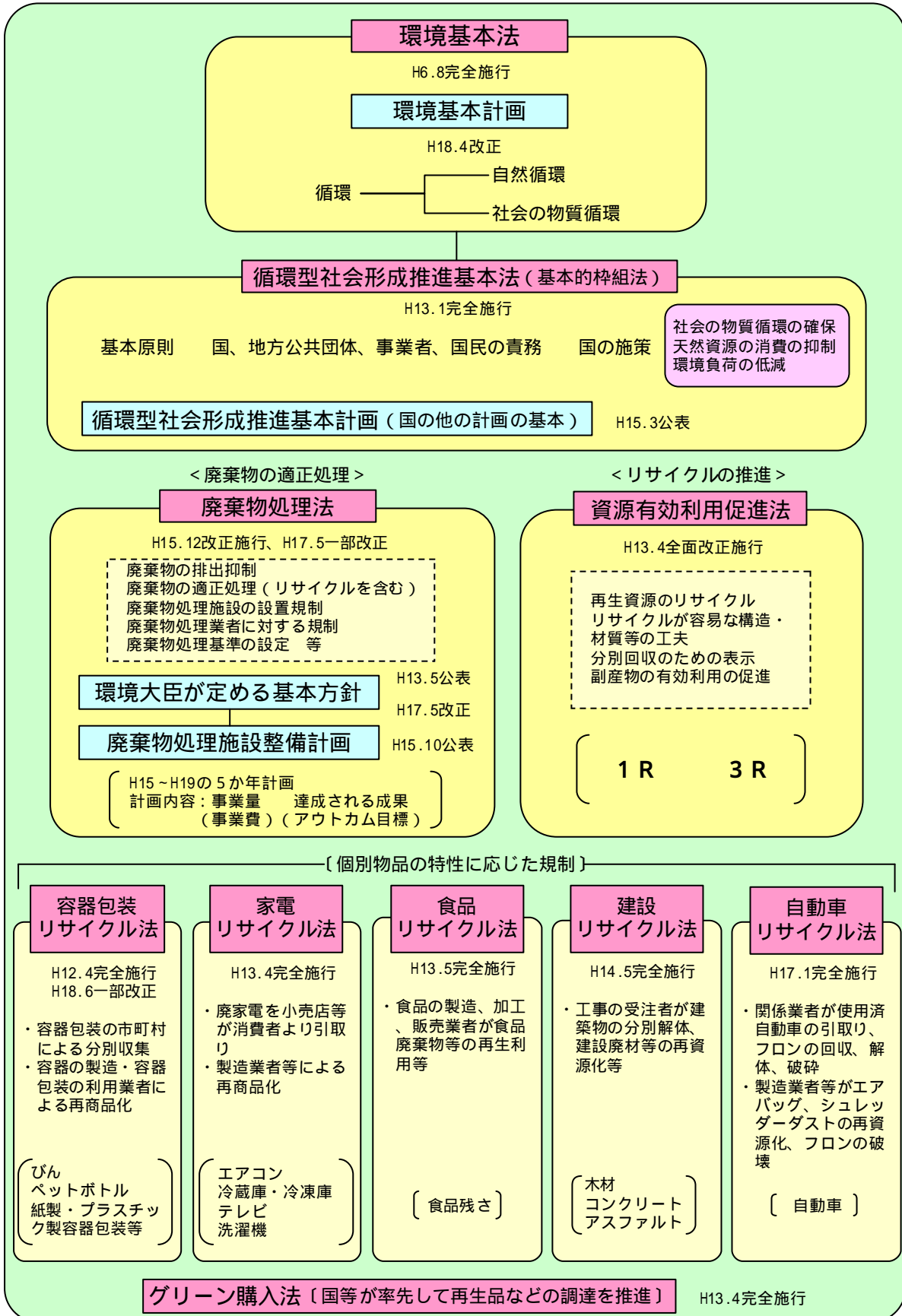


秋田県環境保全センターの全景

- 1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 2 特定家庭用機器再商品化法
- 3 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 5 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律
- 7 廃棄物を排出する者が、その適正なりサイクルや処理に関する責任を負うべきであるという考え方
- 8 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方
- 9 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 10 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法



# 循環型社会の形成を推進するための法体系



## 5 すぐれた自然の保全と継承

近年、道路・ダム等の建設や各種観光開発事業などにおける自然環境への配慮がますます重要視されるようになっていますが、こうした大規模な開発に限らず、農林水産業における農薬・肥料の使用や工場等の事業活動はもちろん、野外レクリエーションなどの身近な活動等においても自然を正しく理解し、自然環境に及ぼす影響をできるかぎり回避する必要があります。

県では、自然環境保全地域や自然公園の指定・管理、野生動植物の保護・保全、自然保護思想の普及等を通じて、貴重な自然の保護・保全に取り組んできたほか、環境影響評価制度の運用等により、各種開発事業に対して環境配慮を求めてきたところです。

今後は、身近な自然環境の保全や生物多様性の保全といった新たな課題に対応し、将来にわたって自然と共に生きることができるよう、自然の条件や地域の社会的条件に応じた施策を引き続き推進します。

また、本県は、山岳地等の変化に富んだ地形や湿潤な気候風土の中で豊かな自然環境に恵まれています。

これらの自然環境は、長年にわたる節度のある利用により、自然界の物質循環が保たれ、今日までに引き継がれてきたもので、私たちにとって貴重な財産であるとともに、次世代に確実に引き継いでいかなければならないものです。

特に、コナラやミズナラなどの二次林（里山的自然）は、私たちの日常生活を包み込んできたふるさとの風景ですが、生活様式の変化によって日常生活との関わりが薄れ、地域によっては宅地開発などで減少しており、これらの保全を進める必要性が高まっています。そのため、自然に対する感受性や関心を培い、人と自然の関わりや私たちの生活様式について考えたり、学んだりすることが重要になってきており、自然とふれあえる機会

や自然の中でのいろいろな体験などを通じた普及啓発を推進します。

## 第2節 本県の環境施策の枠組み

### 1 環境基本条例の制定

本県では、平成9年3月に秋田県環境審議会から「環境マインドの醸成やゼロエミッション社会の構築等」といった新しい視点で環境を総合的にとらえる必要があること、環境行政全体の道筋を明らかにするため、環境保全についての目標や基本方針を内容とした環境基本条例の制定及び環境基本計画の策定をすべきであることを主な内容とする「21世紀に向けた環境政策のあり方について」の答申を受け、今日の環境問題に対処し、県民の健康で文化的な生活を確保するために、環境保全についての基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、さらには環境保全に関する基本的な事項を明らかにした環境施策の指針となる「秋田県環境基本条例」を同年12月に制定しました。

### 2 環境基本計画の策定

上記で述べた秋田県環境基本条例に基づき、本県の特性を踏まえ、「風かおる緑豊かな秋田」を将来へ伝え残していくことを目指し、環境保全に関する施策を計画的・総合的に推進するため、平成10年3月に「秋田県環境基本計画」を策定しました。その後、県では「温暖化対策 美の国あきた計画」や「秋田県廃棄物処理計画」を策定しており、本計画が策定されてから5年目となる平成15年6月に改定しました。今日の環境問題が県民、事業者、行政など全ての主体の協力・連携と積極的な参加なくしては解決できないことから、この計画では、各主体がそれぞれの立場で果たすべき役割や環境の保全に向けた具体的な取組の指針を示しております。

この計画に掲げている環境行政推進の基本方針は次のとおりです。

#### 自然と人との共存

全ての県民が豊かな自然環境を享受し、将来に引き継いでゆくために、人間優先的な考えを改め、多様な自然環境と生物の生育環境を確保し、自然と人が共存可能な社会の構築に向けて各種施策を行います。

#### 環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築

安全で健康的な暮らしができる生活環境を確保するため、公害を未然に防止するとともに、環境への負荷の少ない循環を基調とした社会の構築に向けて各種施策を行います。

#### 地球環境保全への積極的な取組

地球環境問題は、私たち一人ひとりの様々な活動に起因しており、また実感を伴わないことが多いことから気づかないうちに問題が深刻化するおそれがあります。このため、本県でも長期的視点に立って地球環境を保全するための調査・研究・情報提供など、各種取組を積極的に行います。

#### 環境保全に向けての全ての主体の参加

顕在化する今日の環境問題を解決するためには、県民・事業者・民間団体・行政など全ての主体が協力・連携し、事業活動や日常生活を通して自主的かつ積極的に環境保全活動を行っていく必要があります。このため、情報提供や普及啓発事業を通じて、全ての主体が、環境保全活動に取り組むための条件整備を進めます。

### 3 環境基本計画の推進

本県では、環境基本計画を着実に推進するため、平成 10 年度から庁内に環境調整会議を設置し、計画の進行管理、環境施策の点検・調整（秋田県庁環境マネジメントシステ

ム）を行なってきました。その後、さらなる基盤強化を図るため、平成 13 年 3 月に ISO 14001 の認証を取得（平成 16 年 3 月更新）するとともに、今後ともこのシステムを活用しながら取組を継続していくこととしています。

なお、計画のこれまでの進捗状況は次のとおりです。



## 秋田県環境基本計画(重点プロジェクト)の進捗状況について

### 【施策目標の推進状況】

項 目	単位	基準年・基準値		実績 ( )のないものは H17 実績	平成 22 年 (2010 年)
<b>1 生物多様性の確保</b>					
自然環境保全地域等の指定数	地域	13	19	21	25
レッドリスト作成分類群数	群	13	8	8	12
<b>2 自然と人が共存した持続可能な農業、林業、漁業の推進</b>					
県土の保全・自然生態系を育む基盤づくり (農業用排水施設整備面積)	ha	13	6,300	20,900	28,000
農地等の多面的機能の発揮 (遊休農地等の発生防止取組面積)	ha	16	10,187	9,526	11,000
保安林の累積整備面積 (平成 13 年度からの累積面積)	ha	13	4,216	19,303	40,066
森林の総合的な整備(森林整備率)	%	13	52	61	70
都市との積極的な連携・交流の促進 (農山村と都市住民等の交流参加者数)	人	13	45,309	62,826	85,000
<b>3 三大湖沼の水質浄化</b>					
十和田湖湖心の COD75%値	mg/l	13	1.4	1.4	1 以下
八郎湖湖心の COD75%値	mg/l	13	6.8	8.1	4 以下
田沢湖表層の pH年間平均値		13	5.6	5.0	6 以上
田沢湖湖心の COD75%値	mg/l	13	0.8	0.5 未満	1 以下
<b>4 都市河川の浄化</b>					
公共用水域環境基準適合率 (BOD-COD)	%	13	79.4	92.3	95
生活排水処理施設普及率	%	13	53.8	69.7	80
<b>5 化学物質による環境汚染の防止</b>					
化学物質等対策の推進 (ダイオキシン類環境基準達成率)	%	13	99.3	100.0	100.0
<b>6 廃棄物の減量化・リサイクルの推進</b>					
県民 1 人 1 日当たり一般廃棄物排出量	グラム	11	1,050	1,091 (16 年度実績)	890
一般廃棄物リサイクル率	%	11	15.6	21.6 (16 年度実績)	24.1
産業廃棄物減量化・リサイクル率	%	11	58.2	65.5 (16 年度実績)	77.7
産業廃棄物最終処分量	千 t	11	1,109	826 (16 年度実績)	590
<b>7 地球温暖化対策の推進</b>					
県内の二酸化炭素排出量 (1990 年の排出量を 100%にした割合)	%	12	131	-	100
新エネルギー導入量(原油換算した量)	千 kl	13	231.4	261.5	389.8
<b>8 国際協力の推進</b>					
環境保全分野の海外技術交流地域数	地域	13	1	2	2
<b>9 環境教育、環境学習の情報ネットワーク構築</b>					
環境カウンセラー登録数	人	13	19	23	50
あきたエコマイスター登録数(累計)	人	16	66	123	270
こどもエコクラブ登録数(年間)	クラブ	11	46	113	100

## 第3章 環境の現状の概要

### 第1節 自然環境

本県は、起伏の大きい山岳地等変化に富んだ地形や湿潤な気候風土を有し、また多様な動植物相がみられるなど、比較的豊かな自然環境に恵まれています。

しかしながら、社会経済活動の拡大に伴い各種開発が進められた結果、動植物の生息・生育環境が人為的影響を受けています。自然環境管理計画策定調査結果では、原生的自然からみて総合評価が一番高い地域（貴重な動植物分布地、自然植生分布地、代表的景観地）が県土の約30%まで減少しており、このうち自然植生域が県土の約16%という結果になっています。なお、自然植生域が大規模な面積を占める白神山地は、世界的にも貴重な原生的ブナ林を有することから、世界遺産として登録されています。

これらの豊かな自然環境を次世代に継承していくため、自然と動植物の体系的な保全に取り組むとともに、県民の自然保護に対する意識のより一層の向上に取り組んでいく必要があります。

### 第2節 快適環境

本県では、豊かな自然の恵みを受け、地域に根ざした独特の文化と生活を育んできました。しかし、近年の都市化の進展に伴い、身近な自然や歴史的な地域の特性が失われつつあります。

このため、身近にやすらぎと潤いがある生活空間を創造するとともに、県内の特徴ある景観の保全形成を図り、歴史的な文化遺産を保全していく必要があります。

### 第3節 生活環境

#### 1 大気環境

本県の大気環境については、秋田市など9市に26の測定局を設置して常時監視を行っていますが、概ね良好な状態で保全されています。

平成17年度における測定結果では、二酸化硫黄（20局）、二酸化窒素（19局）、一酸化炭素（5局）及び浮遊粒子状物質（25局）は全測定局で長期的評価に基づく環境基準を達成しています。

光化学オキシダントは、全測定局（5局）で春季から夏季にかけて環境基準を超えていますが、県大気汚染緊急時措置マニュアルに定める光化学スモッグ注意報の発令基準の0.12ppmは下回っています。

このほか、秋田市内の2地点で行っている降下ばいじんについては、年平均値は秋田南高校地点で5.5t/km<sup>2</sup>/月、秋田高専地点で5.4t/km<sup>2</sup>/月であり、良好な環境の目安とされる10t/km<sup>2</sup>/月を下回って推移しています。

また、県内3地点における雨水及び雪のpHのモニタリング調査の結果、酸性雨・雪は観測されていますが、これによる樹木等への被害は報告されていません。

このような現状を踏まえ、今後も引き続き監視体制を強化しながら、良好な状態を維持し、より良い大気環境の実現に取り組んでいく必要があります。

#### 2 水環境

平成17年度は、秋田県内の公共用水域の水質について、128水域185地点で監視測定を行いました。

この結果、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとして国が定めた水質汚濁に関する環境基準のうち、「人の健康の保護に関する項目」であるカド

ミウム等重金属やトリクロロエチレン等有害化学物質の 26 物質については、地蔵川の岩見川合流前においてふっ素が、玉川ダム湖において鉛が環境基準値を超えましたが、それ以外の地点では環境基準を達成しました。

また、河川や湖沼、海域毎に水の利用目的に応じた類型を指定して環境基準を定める pH や BOD 等の「生活環境の保全に関する項目」のうち、BOD 又は COD の環境基準達成率は公共用水域全体で 92.3%となっており、その内訳は河川で 97.8%、湖沼で 41.7%、海域で 100%でした。環境基準を達成していないのは、河川では中小河川 2 水域であり、湖沼では八郎湖等 7 湖沼でした。

本県の水環境を特徴づけている十和田湖、八郎湖及び田沢湖の三大湖沼は、何れもそれぞれの特性から水質の問題を抱えています。

このうち十和田湖は昭和 61 年以降、湖沼の水質環境基準のひとつである COD が基準値 1 mg/L を超えているほか、八郎湖では COD が環境基準点の野石橋地点では昭和 60 年度頃から、大潟橋地点及び湖心でも平成 4 年度頃から漸増しており、野石橋地点、大潟橋地点及び湖心における平成 17 年度の COD はそれぞれ 12、8.1、8.1 mg/L と全ての地点で環境基準の 3 mg/L 以下を達成できませんでした。これは、湖水の富栄養化が進み植物プランクトンの増殖によるところが大きく、水質改善のために総合的な対策を進める必要があります。

一方、玉川酸性水の導入により酸性化し、その後の中和への取組みによって pH が回復しつつある田沢湖では、近年の玉川源泉酸度上昇の影響もあって、ここ数年湖の表層付近での pH の低下傾向が見られます。

地下水の水質については 55 地区 60 地点で概況調査を行ったところ、1 地点でふっ素が、1 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の項目が環境基準値を超えました。また、過去の概況調査で環境基準を超えた項目がある 14 地

区 34 地点については、地下水水質の定期モニタリング調査を行いました。

### 3 廃棄物

#### (1) 一般廃棄物

平成 16 年度の一般廃棄物の排出量は、全県で 46.6 万トン、県民一人一日当たりの排出量が 1,091 グラムとなっており、前年度と比べて排出量が約 4 千 4 百トン減少しておりますが、一人一日当たりの排出量は 2 グラム増加しています。また、リサイクル率については、21.6%と前年度に比べ 0.5 ポイント伸びています。

焼却処理については、国内で発生するダイオキシン類の多くが一般廃棄物焼却施設に由来するとされていることから、ダイオキシン類の発生源をできるだけ少なくし、高度な処理機能を有する施設を確保する必要があります。

埋立処分については、管理者による維持管理の徹底と適正な最終処分場の確保を図る必要があります。

ごみの破碎や圧縮等の中間処理は、ごみの減量化、資源化のための前処理であり、容器包装ごみについては、その受け皿となる資源化等を行う施設の整備を促進する必要があります。

廃家電については、以前は粗大ごみとしてそのほとんどが埋立処分されていましたが、平成 13 年 4 月から家電リサイクル法が施行され、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機の 4 品目については、消費者も一定の負担をした上でメーカーがリサイクルする仕組みとなっております。

平成 16 年度のし尿処理の状況は、水洗化率が 62.9%となっており、流域下水道、公共下水道、及び浄化槽の普及により年々増加傾向にあります。また、市町村及び一部事務組合が設置しているし尿処理施設は 21 施設、収集量は 1,480kL/日となっております。

し尿処理施設は総じて老朽化や能力低下が見られることから、今後、施設の新設や改造の必要があります。また、快適な生活の確保と公共用水域の水質を保全するため、合併処理浄化槽の整備を促進する必要があります。

## (2) 産業廃棄物

平成 16 年度の産業廃棄物の処理実績は、中間処理では 169.1 万トン、最終処分では 82.6 万トンの合計 251.7 万トンとなっています。過去数年間と比較すると、中間処理は年々増加傾向にあります。最終処分は概ね横ばい傾向にあります。

産業廃棄物の適正処理は、生活環境の保全を図る上で基本的な条件であるとともに、産業経済活動の維持発展を図る上でも不可欠な要件であることから、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の監視・指導の強化等の適正処理対策を推進する必要があります。特に最終処分場については、二次公害等を発生させないよう定期的に放流水の検査を実施するなど監視・指導の徹底を図るとともに、各リサイクル法の整備により増加が懸念されている不法投棄を防止するための監視体制を強化する必要があります。

また、環境への負荷の少ない循環型社会の実現のためには、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再資源化が一層求められていることから、廃棄物処理法に基づき、廃棄物を多量に排出する事業者に対して廃棄物の発生源での自主的な管理を促進する必要があります。

さらに、最終処分場を確保するため、秋田県環境保全センターの拡充整備を行うこととし、平成 15 年度に D 区処分場整備工事に着手し、平成 18 年 10 月から供用開始しています。

なお、能代産業廃棄物処理センターの処分場については、当センターの倒産以降、県が維持管理を行ってきましたが、平成 17 年 2 月から産廃特措法の特定支障除去等事業実施

計画に基づき、国の財政支援を受けながら汚水処理等の維持管理、遮水壁の設置等の汚染拡散防止、キャッピング等の場内雨水対策等の環境保全対策を講じています。